

●香川県教育委員会告示第4号

平成17年香川県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成29年9月29日から施行する。  
平成29年9月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
香川県立中学校 入学者選抜	<u>適性検査Ⅰ及び 適性検査Ⅱの得点</u>	略		香川県立中学校 入学者選抜	<u>入学候補者の選 抜の結果</u>	合格発表の日か ら1月間	出願先の県立中 学校
略				略			